

建設工事における履行確実性評価価格の取り扱いについて

(総合評価落札方式に適用)

平成 30 年 7 月 17 日 30 南管財第 178 号
令和 6 年 7 月 22 日 6 南管財第 142 号
令和 7 年 4 月 1 日 7 南管財第 18 号
令和 7 年 9 月 11 日 7 南管財第 268 号
最終校正 令和 8 年 3 月 5 日 8 南管財第 545 号

1. 対象工事

南島原市が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。）のうち、「南島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成20年7月7日付け20南管財第516号）」を適用する工事に対して履行確実性評価価格を設けるものとする。

なお、最低制限価格を設定する工事に対しては適用しない。

2. 予定価格（税抜き）の算出

予定価格は、ランダム化の対象としない。

3. 履行確実性評価設計価格（税抜き）の算出

履行確実性評価設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次表の工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

工 事 区 分	履行確実性評価設計価格
土木工事	設計金額の 9 2 %
鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事	
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む）	
土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事、機械設備工事	
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	

4. 履行確実性評価価格（税抜き）について

上記 3. で算出した額（履行確実性評価設計価格）に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を履行確実性評価価格（税抜き。以下同じ。）とする。

5. 履行確実性確保価格（税抜き）

上記 3. で算出した額（履行確実性評価設計価格）とし、ランダム化は行わない。

6. 数値の取り扱い

履行確実性評価価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

7. 試行期間

令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から当分の間
施行する。